

宛名エリア

A 令和6年6月 札幌市からのお知らせ

送付書類一覧

- A** 特定医療費（指定難病）の更新申請のご案内
- B** 特定医療費（指定難病）申請書
- C** 同意書（両面あり）
- D** 申請に必要な書類（兼 記載例） **A3**
- E** 医療機関（主治医）への提示資料 **オレンジ**
- F** 郵送申請／医療費申告書
- G** 難病の方の障害福祉サービス等の利用について／在宅療養中の備え／難病医療相談会のご案内

特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請のご案内



お手元の受給者証の有効期間は令和6年12月31日までです。

継続を希望する場合は、まずは医療機関へ診断書（臨床調査個人票）の発行を依頼してください。

更新申請の受付期間

令和6年7月1日（月）～ 令和6年9月30日（月）

- 上記期間内に更新の手続きをお願いします。
- 12月27日（金）まで申請を受け付けますが、10月1日以降に受理した場合は、有効期間内に新たな受給者証を交付できない場合があります。
- 令和7年 1 月 1 日以降の申請は、新規申請の取扱いとなり、取扱いが異なるため、ご注意ください。（郵送で申請する場合は令和6年12月31日までの消印を有効とします。）

《 申 請 書 の 早 期 提 出 に ご 協 力 く だ さ い 》

更新申請の方法 （※申請の流れは裏面参照）

- 最初に、同封物『 **E** 医療機関（主治医）への提示資料』を医療機関へ提示し、診断書（臨床調査個人票）の発行を依頼してください。
- その他、必要な申請書類は、『 **D** 申請に必要な書類』をご確認ください。
- ご本人の来庁が困難な場合は、記入済み申請書をご家族等が持参する、代理の方が委任を受け申請する（別途、委任状の提出は不要）、郵送で申請するといった方法があります。
- 新たな受給者証は、11月以降、審査が完了したものから順に交付します。
- 新たな受給者証の有効期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までです。

お問い合わせ・申請先

【受付時間】 平日の8時45分～17時15分

ご不明な点は、下記のお住まいの区の保健センター等にお問い合わせください。

可変エリア①

→ “お問合せ先表示” 用 (10パターン)

- ・保健センター名称、住所、TEL番号

可変エリア②

→ 郵送申請の “宛名用紙” 用 (10パターン)

- ・保健センター名称、住所
- ・更新申請書類在中と付記

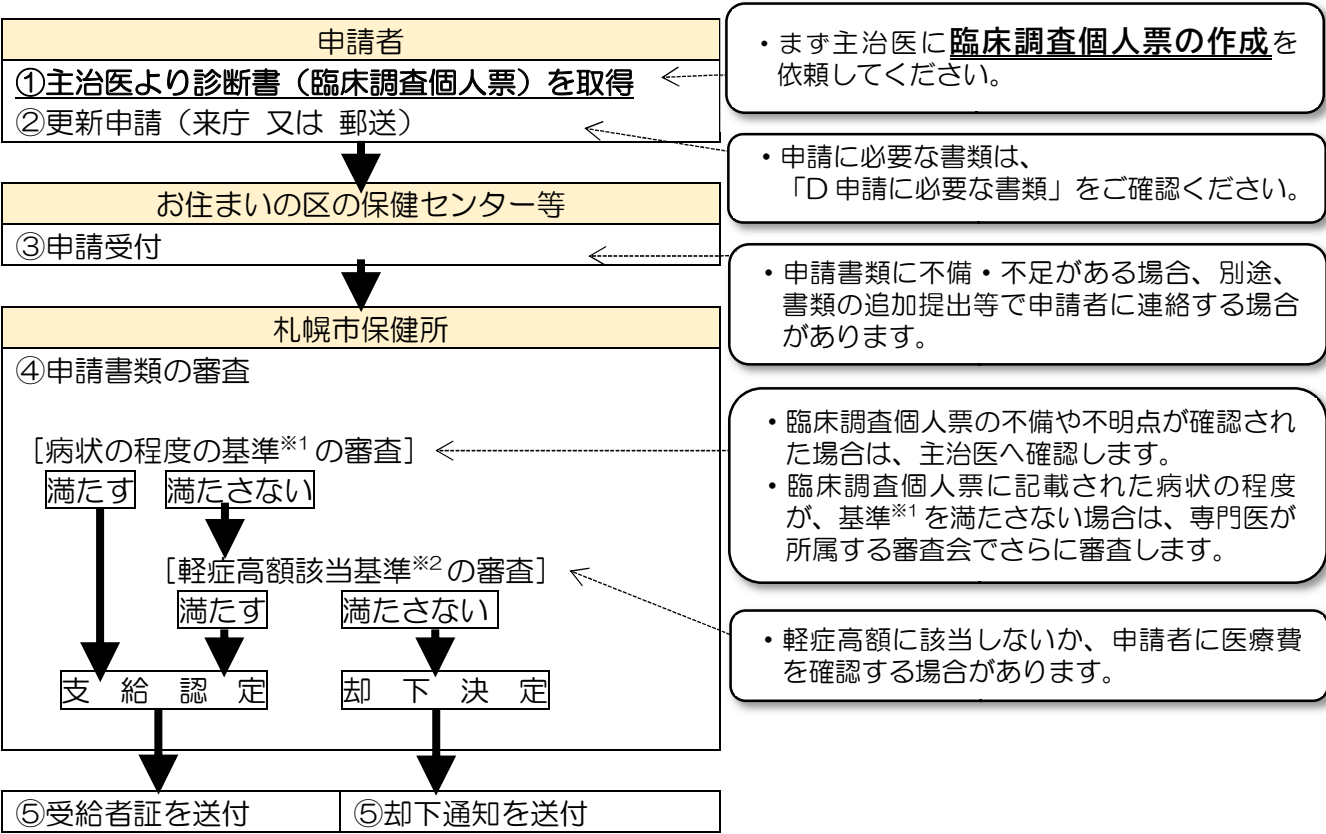
郵送申請用の宛名

郵送申請の場合は、下記を点線で切り取り、宛名としてご使用ください。

- ※ 提出する書類がわからない場合は、必ず事前に電話等にてお問い合わせください。
- ※ 国民健康保険、後期高齢者医療 又は 国民健康保険組合 に加入されている方は、同じ保険に加入している方全員の保険証(写)の提出が必要です。
- 例年、ご家族分の提出を忘れることにより再度のご来庁や郵送での提出をお願いすることが多いことから、ご注意ください。

申請の流れ

病状の程度の基準^{※1}（重症度分類）を満たさない場合や、申請書類の不備等があった場合は審査に通常以上の時間を要し、場合により却下となることがあります。



※1 病状の程度の基準：疾病ごとに支給認定となる病状の程度の基準（重症度分類）が設けられています。

※2 軽症高額該当基準：指定難病に係る医療費総額（保険適用前の10割分）が33,330円を超える月が申請月を含む過去12か月間（発症日以降に限る。）に3回以上ある場合に、認定の対象となります。